



子育て負担を大幅軽減 0～2歳児の保育料等を無償化

呉市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境を整備するため、令和8年10月から0～2歳児の保育料等を無償化する事業を実施します。これにより、「保育料等の全年齢無償化」がはじまります。

1 保育所等の保育料の無償化

(1) 事業概要

保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に通っている市民税課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化します。

なお、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児については、既に国の制度により保育料は無償化されています。

(2) 事業の対象者（対象者：約1,200人）

次のすべてを満たす者

ア 呉市に居住し、保育所等に通っている0～2歳児

イ 市民税課税世帯

(3) 県内での位置付け

本事業は、県内では府中市、神石高原町及び世羅町に次いで4市町目となります。

2 認可外保育施設※の保育料相当額の無償化

(1) 事業概要

認可外保育施設に通っている市民税課税世帯の0～2歳児の保育料について、上限の範囲内で交付金を支給することで無償化とします。

なお、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児については、既に国の制度により保育料は無償化されています。

(2) 事業の対象者（対象者：約100人）

次のすべてを満たす者

ア 呉市に居住し、認可外保育施設に通っている0～2歳児

イ 保育所等に通っていない

ウ 市民税課税世帯

(3) 上限金額

1か月一人あたり45,700円を上限

(4) 県内での位置付け

本事業は、県内では府中市に次いで2市町目となります。

※ 「認可外保育施設」は、保育所や認定こども園などとは異なり、県や市の認可の対象ではない保育施設で、児童福祉法に基づき市への届出が必要な保育施設のことです。

3 児童発達支援等の利用者負担額の無償化

(1) 事業概要

児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援を利用する市民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額を無償化します。なお，3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児については，既に国の制度により利用者負担額は無償化されています。

(2) 事業の対象者

次のすべてを満たす者（対象者：約40人）

- ア 呉市から児童発達支援等サービス利用の決定を受けている0～2歳児の保護者
- イ 市民税課税世帯

(3) 県内での位置付け

本事業は，県内では三原市，福山市，府中市，世羅町，坂町に次いで6市町目となります。

4 こども誰でも通園制度※の利用料の無償化

(1) 事業概要

呉市において，こども誰でも通園制度を利用するこどもの利用料（1時間300円）を無償化します。

(2) 事業の対象者

呉市に居住し，保育所等に通っていない0～2歳のこども

(3) 県内での位置付け

本事業は，県内初の取組です。

※ 「こども誰でも通園制度」は，保育所，認定こども園，幼稚園，地域型保育事業所，企業主導型保育事業所に通っていない0～2歳のこどもが月10時間まで保育所等を利用できる制度です。

5 参考（子育て世帯副食費等無料化事業）

(1) 事業概要

物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため，呉市内の保育所，認定こども園，幼稚園等に在籍する満3歳～5歳児の副食費（給食，弁当持参）の，3か月分相当額（保護者負担額）を無料化します。

(2) 実施時期

令和8年10月から12月まで

(3) 事業の対象（対象者：約2,600人）

呉市に居住し，保育所，認定こども園，幼稚園，地域型保育事業所，認可外保育施設等に通っている満3歳～5歳児の児童がいる子育て世帯

(4) 支援額

1か月一人当たり4,500円を上限に3か月分を支援（無料化）